

荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内

運送委託者の方へのお知らせ

契約の内容を書面化できていますか?

入道か××円って言ったよな。
契約のとき、〇〇円って言ったよな。

法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送事における事業も標準ガイドライン」では法的に定めて、運送日録、附帯業務の内容、運賃、料金の算出の仕組みについて書面で共有することとされています。
- ※運送事業者が書面化を怠ると、企業価値を低下させ信頼を失われるおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運賃や料金を算出する仕組み、運賃の重要事項が口約束になっていませんか。
- 契約書を作成していますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者は運送事業者と協働の上、運賃内訳や運賃料、その他の取引内容について把握する。
- その条件を管理し、保存する。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

追加運賃・料金の負担を拒んでいませんか?

明日の荷物、2台から3台に増えたら追加運賃を払ってね。
トラックは1台増やさないといけないけど、運賃はそのままでねえよ。

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、追加費用を負担しないことは、下運法 第3条に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 追加運賃や追加料金の発生原因、追加費用の負担割合が事前に合意されていますか。
- 追加運賃や追加料金の発生原因、追加費用の負担割合が事前に合意されていますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者は運送事業者との十分な協議により追加費用を発生させない。
- 追加運賃や追加料金の発生原因、追加費用の負担割合が事前に合意されている。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか?

燃料費・人件費も上がっているから、運賃・料金を上げてもらえませんか?
燃料費、人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しをお願いします。

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金を反映することと事前に合意したにもかかわらず、運賃・料金を値上げしないことは、下運法 第3条に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しを拒んでいませんか。
- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しを拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者は燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しを拒んでいません。
- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しを拒んでいません。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

附帯業務に対して料金を支払っていますか?

附帯業務はさっさと終わるのに、お金ももらえないんだよな...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にない附帯業務を無償で運送事業者に提供させることは、下運法 第3条に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 契約にない附帯業務を無償で提供していませんか。
- 運賃以外の附帯業務に対して、適切な対応を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 契約にない附帯業務は、事前協議の上、費用負担の割合、費用負担の範囲を明確にし、適正化する。
- 費用負担の割合を明確にし、費用負担の範囲が明確であれば、十分な協議の上で契約を改める。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

労働時間を守れない運送を強要していませんか?

これは追加で明日の朝までに九州までお願いね。
いきなりそんなこと言われても、今から出発が必要で休む暇がとれないよ!

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主側が(1)の対応を要するおそれがあります。
- (1) 労働時間の超過による健康被害の発生を防止するため、運送事業者が労働時間のルールを守れないような運送を強要していませんか。

要注意! チェックポイント

- 運送事業者の労働時間のルールを守れないような運送を強要していませんか。
- 運送事業者の労働時間のルールを守れないような運送を強要していませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、労働時間の超過による健康被害の発生を防止するため、運送事業者が労働時間のルールを守れないような運送を強要していません。
- 運送事業者は労働時間の超過による健康被害の発生を防止するため、運送事業者が労働時間のルールを守れないような運送を強要していません。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

有料道路の利用料金を負担していませんか?

荷物の引渡しは遅くなったけど、今からでも絶対に間に合わせてお!!
そう言っても高代償してくれないんだよ...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を強要した運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下運法 第3条に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を強要した運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。
- 有料道路の利用を強要した運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 有料道路の利用を強要した運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいません。
- 有料道路の利用を強要した運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいません。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

一方的に低い運賃・料金を運送委託等を行っていますか?

この金額じゃあ仕事は任せられないよ。

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに運賃・料金を引き下げ、運賃・料金を支払わないことは、下運法 第3条に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の引き下げについて、運送事業者と十分な協議を拒んでいませんか。
- 運賃・料金の引き下げについて、運送事業者と十分な協議を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議の上、運賃・料金を引き下げ、運賃・料金を支払わないことを拒んでいません。
- 運送事業者は運送事業者との十分な協議の上、運賃・料金を引き下げ、運賃・料金を支払わないことを拒んでいません。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を放置していませんか?

もう時間以上待っているのにな...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が荷待ち時間の対策を放置し、荷待ち時間を長らく待たせる行為は、荷主側が(1)の対応を要するおそれがあります。
- また、運送事業者が荷待ち時間を長らく待たせる行為は、運送事業者が(2)の対応を要するおそれがあります。
- (1) 荷待ち時間の超過による健康被害の発生を防止するため、運送事業者が荷待ち時間の対策を放置していませんか。
- (2) 運送事業者が荷待ち時間を長らく待たせる行為は、運送事業者が(2)の対応を要するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の対策を放置し、荷待ち時間を長らく待たせていませんか。
- 運送委託者の都合による荷待ち時間の対策を放置し、荷待ち時間を長らく待たせていませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の対策やそれによる健康被害の発生を防止するため、運送事業者が荷待ち時間の対策を放置していません。
- 運送事業者は荷待ち時間を長らく待たせる行為は、運送事業者が(2)の対応を要するおそれがあります。

本サイトに掲載されている情報は、[国土交通省 適正取引相談窓口](#) [03-6388-7600]からご確認ください。

荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内②

国土交通省 中央合同庁舎

運送委託者の方へのお知らせ

契約の内容を书面化 できていますか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

※「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に関して、運送日時、附帯業務の内容、運賃・料金の領得の必要事項について書面を共有することをルール化しています。
※運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下掲法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 付帯業務を含む業務内容、運賃等の重要事項が口約束になっていませんか。
- 契約書を保存していますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。

本件に関して取引がはじまらば → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面に記載されています]

仕事を依頼する時、
契約内容を书面化して
おきましょう



●詳しくは以下ホームページをご覧ください
トラック運送業における書面化推進ガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

国土交通省 中央合同庁舎

運送委託者の方へのお知らせ

附帯業務に対して料金を 支払っていますか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

※運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下掲法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 各業務内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

本件に関して取引がはじまらば → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面に記載されています]

棚入れ、仕分け、ラベル貼り、
横持ちなどは、あらかじめ
決められている料金を支払
いましょう(こみこみ運賃で
はだめです)



●詳しくは以下ホームページをご覧ください
標準貨物自動車運送約款改正リーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001236734.pdf>

トラック運送業における書面化推進 ガイドライン

平成26年1月22日
平成29年8月4日改訂

国土交通省

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の取受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

- 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました**
運賃が運送の対価であることを明確化します。
改正前: 運賃(運送の対価) + 料金(運送以外の対価) = 運賃・料金
改正後: 運賃(運送の対価のみ) + 料金(運送以外の対価) = 運賃・料金
料金(運送以外の対価)の取扱い: 別項業務、積込み・取出し、別待ち時間
- 「待ち時間料」を新たに規定しました**
荷主都合による待ち時間に対する対価を「待ち時間料」とします。
今後は荷主都合による待ち時間が発生しないよう努力します。
- 附帯業務の内容をより明確化しました**
附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等[※]を追加します。
※本約款は標準貨物自動車運送約款(標準約款)に基づき、標準約款にない業務(例として「積み下ろし」)は、標準約款に規定されていない限り、標準約款の規定に準じて取り扱われます。

標準貨物自動車運送約款とは?
国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

厚生労働省 農林水産省 経済産業省
国土交通省 JTB 益日会トラック協会 都道府県トラック協会

荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内③

国土交通省
国土交通省 中央郵政

運送委託者の方へのお知らせ

一方的に**低い運賃・料金**で
運送委託等を行っていませんか？

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

🚨 要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- 運送委託者の事情のみで運賃・料金を引き下げ要請していませんか。

👓 こんな取引を目指しませんか？

- 原簿を踏まえた見積もりに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事象に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本頁に關して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面にございます]
右記までご連絡ください。

一方的に、通常より著しく低い
運賃・料金で仕事を依頼しては
いけません

国土交通省
国土交通省 中央郵政

運送委託者の方へのお知らせ

**追加運賃・料金の負担を
拒んでいませんか？**

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

🚨 要注意! チェックポイント

- 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。

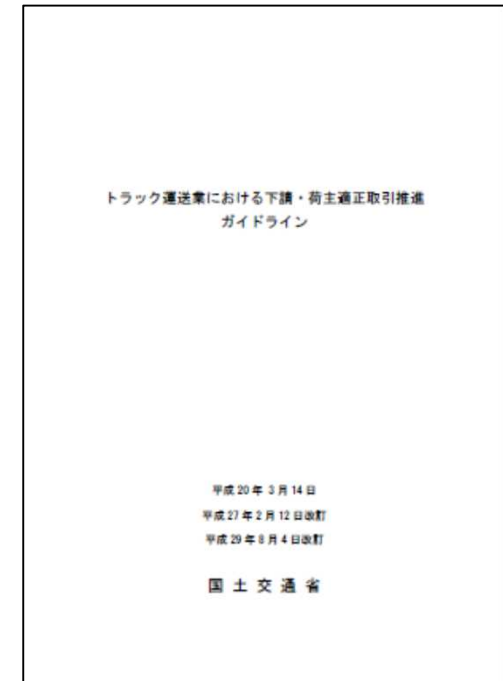
👓 こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。

本頁に關して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面にございます]
右記までご連絡ください。

荷主自らの都合で、仕事の内容を
変更した場合、変更分の
運賃・料金を支払いましょう

● 詳しくは以下ホームページをご覧ください
トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf>



荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内④

運送委託者の方へのお知らせ

労働時間を守れない運送を強要していませんか?

これは追加で明日の朝までに九州までお願いね

いきなりそんなこと言われても、今から出発だに必要な休養がとれないよ!

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主警告(※)の対象となるおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運搬者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。

こんな取引を目指しませんか?

運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。互急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを事前に料道路利用等について協議する。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面にございます]

労働時間のルールを守れるような指示を行いましょう
法令違反があった場合、荷主名が公表されます

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
荷主警告周知リーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主警告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

- 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転禁止措置義務違反)

労働時間の主なルール	(※労務部第13号告示(1365号))
1. 1日 労働時間	最大13時間以内
2. 1週間 労働時間	最大16時間以内 (15時間以内は1週間2回以内)
3. 1か月 労働時間	最大160時間以内
4. 1年 労働時間	最大1,800時間以内
- 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般制約値又は許可値を超える車両の運行)
- 「道路交通法違反」(過積載輸送、過速走行等)

新たな荷主警告制度の概要

荷主の関与の判明 → 荷主への早期に協力要請 → 荷主警告(※) → 荷主名公表

荷主が指示するなどの主体的関与が認められる場合
※荷主の主体的関与の具体例を告示(告示第13号)

警告 → 3年以内に荷主の関与が再発した場合 → 荷主警告

国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を放置していませんか?

もう1時間以上待っているのにな…

もう少し待って

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じると、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主警告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わなければならない場合には、下請法(独占禁止法)に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の発生を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を控えていますか。

こんな取引を目指しませんか?

荷待ち時間の発生やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
[] 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷待ちを回避する。
運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面にございます]

荷主自らの都合で、荷待ち時間が発生しないようにしましょう

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
貨物自動車輸送安全規則の改正関係リーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001292625.pdf> (青いもの)
<http://www.mlit.go.jp/common/001292626.pdf> (橙色のもの)

平成29年7月1日から、荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために

国土交通省 国土交通省

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み 取卸し 積み込み 積み込み

国土交通省 国土交通省

荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内⑤

国土交通省
燃費効率

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか?

燃料費・人件費も上がっているのに、運賃・料金を上げてもらえませんか?

燃料費 有効求人倍率
トラック運送業

法令違反となるおそれがあります!!

●運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入履歴があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事象に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関連して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください]
右記までご連絡ください。

燃料費、人件費の上昇コストを
運賃・料金に反映した場合には
見直しに協力しましょう

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
トラック運送業における燃料サーチャージ
緊急ガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/common/00021177.pdf>

トラック運送業における燃料サーチャージ
緊急ガイドライン

平成20年3月14日
平成24年5月16日改訂
国土交通省

国土交通省
燃費効率

運送委託者の方へのお知らせ

有料道路の利用料金を負担していますか?

荷物の引渡しが遅くなったけど、今からでも絶対に間に合わせてね!!

そう言っても高運代払ってくれないんだよな...

法令違反となるおそれがあります!!

●運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、運賃により有料道路利用料金の額とその負担を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。

本件に関連して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください]
右記までご連絡ください。

有料道路を使用する仕事の依頼をした場合には、利用料金を
支払いましょう

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
トラック運送業における下請・荷主適正取引
推進ガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf>

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進
ガイドライン

平成20年3月14日
平成27年2月12日改訂
平成29年3月4日改訂
国土交通省

荷主(運送委託者)と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内⑥

トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上でコストが必要になることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしてとりまとめました。



・これら8つの項目を、法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上でコストが必要になることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしてとりまとめました。

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

飲料配送研究会報告書

令和元年7月
飲料配送研究会

飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて
(貨物自動車運送事業法に基づく標準貨物自動車運送約款の適用細則)

令和元年7月
国土交通省自動車局貨物課

・飲料の配送に特化して課題、問題点を整理しております。こちらは荷崩れなどの荷主と運送事業者の責任の所在などについてルール化したものです。

●詳しくは以下ホームページをご覧ください
飲料配送研究会報告書、標準運送約款適用細則
<http://www.mlit.go.jp/common/001300891.pdf> (報告書)
<http://www.mlit.go.jp/common/001300895.pdf> (適用細則)